

省略受験について

受験申込に必要な書類のうち、2の「実務経験証明書」の提出を省略し、受験することができる場合があります。

・対象者

過去に「東京都介護支援専門員実務研修受講試験」の「実務経験証明書」を提出し、「受験票」の交付を受けた者（試験当日欠席者を含む。ただし、無効者を除く）、かつ、今年度の受験資格要件を満たしている者。

※令和元年度の再試験辞退者及び再試験当日の欠席者は「省略受験」となります。

【注意】

1 受験要件である「受験地」（P.7）が東京都の受験者である場合に限りします。

※令和6年度までに他の道府県で受験していた者が、令和7年度に東京都が受験地となった場合は、新規受験者となり省略受験にはあたりません。

2 過去に提出された実務経験証明書等により確認された実務経験が、今年度の要項において、受験資格該当業務（P.10～11）に該当する場合に限りします。

3 過去に見込で申込み、受験票の交付を受けた者で、要項で示した期日までに見込確定書類（実務経験証明書及び国家資格等の免許証等）の未提出又は、提出した見込確定書類の内容が受験資格を満たさず、受験資格が無効となった場合は省略受験にはあたりません。「実務経験証明書」の提出が必要です。

・省略受験申込み上の注意事項

1 省略受験で申し込む際に省略できるものは、実務経験証明書に限りします。別表1（P.10）の実務経験で申込みの場合は「4 国家資格等別の添付書類」（P.17）の提出は必要です。

※現在従事している業務に関する国家資格等及び、「実務経験証明書」を提出した際の国家資格等の免許証等の写しを必ず添付してください。

例：現在は看護師として従事しているが、過去に提出された「実務経験証明書」に記載された実務経験は准看護師の経験の場合、看護師及び准看護師の免許証の写しを提出してください。

2 省略受験の方は、受験申込書の所定欄に、直近の「受験年度」「受験番号」「受験時の氏名」を記入してください（P.34 記入例参照）。

※「受験時の氏名」と現在の氏名が異なる方は、氏名変更の経過が分かる戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）の原本【受験申込前6か月以内発行のもの】を提出してください。

3 省略受験の方も、令和7年度の要項に照らし合わせ資格審査を行います。よって、審査で疑義が生じた場合は、実務経験証明書その他必要書類を再度提出していただく場合があります。